

美祢市及び山口地方法務局における
未来につながるまちづくりに向けた
包括的連携・協力に関する協定書

美祢市(以下「甲」という。)及び山口地方法務局(以下「乙」という。)は、
市民への円滑な行政サービスの提供及び未来につながるまちづくりの推進に向
け、相互の連携・協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携・協力の下、相互の人的・物的
資源の活用を図り、地域の活性化等と相互の発展に寄与することを目的とす
る。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、それぞれが有する資源を活用した組織的かつ効果的な取
組を行うこととし、次の事項について連携・協力する。

- (1) 市民生活における環境整備に関すること。
- (2) 災害等に強いまちづくりに関すること。
- (3) 地域の活性化に関すること。
- (4) 市民サービスの向上に関すること。
- (5) 大規模災害時における復旧・復興支援に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(具体的な実施事項等)

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を効果的・効率的に促進するため、
定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項及び実施方法は、甲乙の協
議の上、別途取り決めるものとする。

2 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を効果的・効率的に促進するために必
要があると認める場合は、山口県司法書士会、山口県土地家屋調査士会、山
口県人権擁護委員連合会、その他関係機関に必要な協力を求めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までと
する。ただし、有効期間満了の日までに、甲及び乙のいずれからも、何らか
の申入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様の取扱いと

する。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかがこの協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙
協議の上、必要な見直しを行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、この協定による取組の実施に当たって知り得た秘密を相
手方の承諾なしに他に漏らしてはならない。本協定の有効期間満了後につい
ても、同様とする。

(その他)

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項につ
いては、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

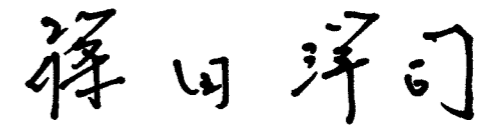
2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都
度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名の上、
各自1通を保有する。

令和8年5月25日

甲 美祢市大嶺町東分326番地1
美祢市

美祢市長



乙 山口市中河原町6番16号
山口地方法務局

山口地方法務局長

